委任状

【受任者（資格者代理人）】

所　在　地　　神奈川県川崎市高津区久末１８８３－８

職名及び氏名　　海事代理士・特定行政書士　　高　松　　大

連　絡　先　　電話：044-789-8441　ＦＡＸ：044-789-8442

行政書士登録　　日本行政書士会連合会　登録第０９００９０４６０号

私儀、行政書士法第一条の二及び同法第一条の三第の規定に基づき，
特定行政書士高松大を代理人と定め、下記の権限を委任します

記

１．　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく「新業務規程の届出」の件
２．　遊漁船業の適正化に関する法律申請に関する一切の権限
３．　上記の他関係法令に係る申請に関する一切の権限
４．　当該申請に伴う証書等の受領に関する一切の権限
５．　当該委任に係る復代理人の選解任に関する一切の件

以下余白

令和　　年　　月　　日（記入・押印をした日）

委任者	氏　名 又は名称 記入欄		押印欄
確認事項	事業者のメールアドレス		
	遊漁船主任者のメールアドレス	□同上	
	船長のメールアドレス	□同上	
	連絡責任者のメールアドレス		

遊漁船業の適正化に関する法律の改正により、令和６年４月１日から、**事業者**、**各遊漁船主任者**（全員）と**各船長**（全員）、**連絡責任者**の**メールアドレスの登録が必要になりましたので、必ずご記入**お願いいたします。
メールアドレスが無い場合は「無し」とご記入ください。
書ききれない場合は本紙の裏面にご記入ください。

遊漁船業の新業務規程の変更手続きのご案内

「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律 」 が令和６年４月１日に施行され、これに伴い、遊漁船業者は業務規程において、利用者の安全管理に関する業務や、従業員への教育の実施に関する業務などを明記する必要があります。

もっとわかりやすく言うと、**お手元の業務規程について、部分的に変更するのではなく、全て作り直して令和６年 10 月１日までに届出が必要**ということになります。

※これらをしばらくの期間怠ると、都道府県水産課による指導・勧告の対象になります。また、最悪の場合， 100 万円以下の罰金＆遊漁船業登録の取消処分の対象になります。または，官庁まで呼び出しを受けての行政指導・誓約書等の提出もあります。

遊漁船業の適正化に関する法律第８条及び同法第３５条

◆上記の諸手続き・事務を当事務所にご依頼頂ける場合

必要書類を同封の返信用封筒にて当事務所にご郵送頂ければそれだけでＯＫです。その後，当事務所にて行政官庁に対する手続きを済ませ，併せて書換えをした新しい業務規程を送付します。

費用は下記のとおりとなります。諸手続きが全て完了した後のお支払いでも大丈夫です。

￥20，000円（税別）

◆三菱ＵＦＪ銀行　武蔵新城支店　口座番号：4742026

高松海事法務事務所高松大（タカマツカイジホウムジムショタカマツダイ）

以上，どうぞよろしくお願いいたします。

【必要書類】

① 委任状　② 遊漁船主任者講習修了証のコピー　③ 小型船舶免許証のコピー

④ 船舶検査証書のコピー　⑤ 保険証券等のコピー　⑥ お手元の業務規程の別表

必要書類は、郵送または LINE でデータ（写メ）でお送り頂いても大丈夫です。
その場合、以下のいずれかの方法にて高松海事事務所と LINE を繋げてください。

①「070-6641-4265」で検索
②LINE の ID「takamatsu.dai」で検索
③右のＱＲコードでスマホのカメラ機能からアクセス

高松海事事務所では遊漁船業務主任者講習会を随時開催しています。
日程が合わない場合等、臨時・出張講習も開催可能ですのでご相談ください!!